

令和7・8年度適用大仙市契約業者資格審査申請

オンライン申請の入力要領

令和6年10月23日作成

◆申請に関する注意点

設問の数は選択した内容により異なることから、設問への回答は上から順番にお答えくださるよう願います。

全部の設問の補足事項を記載しておりますので、必要に応じて確認してください。なお、申請者の選択内容によっては表示されない設問もあります。

設問内容

1. 申請者情報について・・・・・・・・・・ P 1
2. 受任者情報について・・・・・・・・・・ P 3
3. 担当者情報について・・・・・・・・・・ P 4
4. 新規登録、継続登録について・・・・・・・・ P 5
5. 市内業者・市外業者の区分について・・・・・・・・ P 6
6. 申請区分について・・・・・・・・・・ P 7
7. 市内業者を対象とした営業所情報について・・・・・・・・ P 8
8. 申請ごとの個別区分について
 - ①建設工事について・・・・・・・・・・ P 11
 - ②建設コンサルタント業務等について・・・・・・・・ P 13
 - ③物品調達について・・・・・・・・・・ P 15
 - ④役務の提供について・・・・・・・・・・ P 19
 - ⑤小規模修繕登録について・・・・・・・・・・ P 22
9. 添付書類について・・・・・・・・・・ P 23

1. 申請者情報について

◇「申請者の種別」について【必須】

個人事業主の方は、個人をチェックしてください。商号を持つ法人は法人にチェックし、法人登録していない任意団体などは、団体にチェックをお願いします。

◇「商号又は屋号（ない場合は入力不要です。）」、「法人名（株式会社などの名称は省略しないこと）」、「団体名」について【必須】

個人事業主の方は、「〇〇店」などの名称がある場合には入力していただき、無い場合には入力不要となります。法人、団体の方については、名称等を省略しないようお願いいたします。

◇「商号又は屋号のフリガナ（ない場合は入力不要です。）」、「法人名（フリガナ）」、「団体名（フリガナ）」について【必須】

個人事業主で商号又は屋号が無い場合には入力不要となります。法人については、株式会社等フリガナは不要で、会社名に対するフリガナをお願いいたします。

◇「入札参加申請メールアドレス」について【必須】

メールアドレスで申請された方は申請された際のアドレスが入っておりますので、削除せずにそのまま申請してください。入力が無い方については、担当者のメールアドレスなどを入力してください。

◇「申請者の住所」について【必須】

「郵便番号」の欄にハイフンを入れずに入力し、下側にある「郵便番号から住所を入力」をクリックすると対応する住所が「住所」の欄に自動表示されますが、自動的表示がされない場合にはお手数ですが残りの文字を入力して下さるようお願いいたします。

なお、住所に「〇〇ビル3階」などの方書がある場合は「住所（方書）」に入力をお願いします。

◇「代表者の職名」について【必須】

代表者の職名を入力してください。職名がない場合は入力不要です。

（「代表取締役」、「代表取締役社長」、「代表」等）

◇「代表者の氏名」について【必須】

代表者の氏名を入力してください。なお、姓と名を判別するため、**姓と名の間に全角一文字のスペース**を入れてください。

◇「電話番号」及び「FAX番号」について【電話番号は必須】【FAX番号は任意】

どちらも半角文字で市外局番から入力し、**ハイフンを入れて**入力してください。なお、電話番号は必須項目となり、FAX番号がない場合には入力不要です。

◇「代表者のメールアドレス」について【任意】

会社のアドレスとなります。電子申請の登録用アドレスである必要はありませんが、併用は可能です。

◇「法人番号」について【任意】

法人番号は法人番号指名通知書に記載された13桁を入力してください。なお、商業登記簿謄本に会社法人等番号の記載欄がありますが、この数字は法人番号ではありませんので、お間違えないようお願いいたします。インターネットでも、「会社名 法人番号」で検索できます。

◇「適格請求書発行事業者の有無」について【必須】

申請日時点において、インボイス制度の適格請求書発行事業者であるかどうかをお教え願います。なお、あくまで参考とするものであり、選択における不利益等は一切ありません。名簿登載後に適格請求書発行事業者になった場合は、変更申請にてお知らせ願います。

◇「適格請求書発行事業者の番号」について【必須】

適格事業者である場合の入力番号については以下のとおりと思われます。法人の場合は、「T（ローマ字）」+法人番号（数字13桁）それ以外の個人事業主などは、「T（ローマ字）」+数字13桁。

法人番号について、履歴事項全部証明書に記載されている法人番号は13桁ではありませんので、ご注意ください。なお、法人番号は公表されており、「会社名 法人番号」で検索することができます。

2. 受任者情報について

以下に掲げる権限を受任者へ委任する場合には、「受任者を置く」にチェックし、受任者の情報を入力してください。なお、受任者を設置しない場合には、その後の設問は表示されませんので、次の設問へご移動願います。【必須】

受任者を**設置する**とした場合は**受任者を代理人と定め、下記の権限を委任**することになります。

1. 入札及び見積もりに関すること。
2. 契約の締結に関すること。
3. 契約の履行に関すること。
4. 代金の請求及び受領に関すること。
5. 復代理人の選任に関すること。
6. その他これに付随する一切の件

◇「受任先の郵便番号」、「受任先の住所」及び「住所（方書）」について【受任者を置く場合は必須】
詳細については、「申請者情報」の「申請者の住所」についてと同様です。

◇「受任先の名称」について【受任者を置く場合は必須】
受任者の支店名や営業所名を入力願います。例として、「株式会社大仙市役所大曲庁舎支店」の場合は、「大曲庁舎支店」と入力してください。

◇「受任者の職名」について【受任者を置く場合は必須】
詳細については、「申請者情報」の「代表者の職名」と同様です。

◇「受任者の氏名」について【受任者を置く場合は必須】
詳細については、「申請者情報」の「代表者の氏名」と同様です。

◇「受任者の電話番号」及び「受任者のFAX番号」について【受任者を置く場合は必須】
詳細については、「申請者情報」の「電話番号」及び「FAX番号」についてと同様です。

3. 担当者情報について

個人事業主などで申請者と担当者が同じ場合は「申請者と同じ」を選択してください。「申請者と同じ」を選択した場合は、「連絡用メールアドレス」へご移動願います。

◇「担当者情報（会社又は事務所の名称等）」について【申請者と担当者が異なる場合は必須】

法人等の方については、担当者が所属している「所属情報」を入力してください。行政書士の方については、「事務所の名称」を入力してください。

（「〇〇行政書士事務所」、「△△株式会社□□支店」等）

◇「担当者情報（職氏名等）」について【申請者と担当者が異なる場合は必須】

担当者、行政書士の方は「職名、氏名」を入力してください。職名が無い場合は省略して氏名のみ入力してください。（例：代表取締役社長 大仙 太郎）

◇「行政書士登録番号」について【行政書士を選択した場合に必須】

「申請事務担当者」にて代理申請（行政書士）を選択した方が対象となります。行政書士登録番号を入力してください。

◇「担当者の電話番号」について【申請者と担当者が異なる場合は必須】

半角文字で市外局番から入力し、ハイフンを入れて入力してください。

◇「担当者のメールアドレス」について【必須】

内容確認又は補正指示のための連絡用メールアドレスとなります。主として、書類の不備や不足などの補正指示については、「連絡用メールアドレス」に入力されたメールアドレスとのやり取りとなりますので、間違えないように入力して下さい。

そのため、主として以下のアドレスは受信できる設定にしてください。

<アドレス> nyusatu@city.daisen.lg.jp

4. 「新規登録、継続登録」について

令和5・6年度適用大仙市契約業者資格申請に登録している方は継続登録となります。過去に登録していた方でも前回登録が無い方は新規登録扱いとなります。

◇「令和5・6年度適用大仙市契約業者資格への搭載」について【新規登録の方は必須】

新規登録する方が対象となります。物品調達、役務の提供、小規模修繕登録については、今回の令和7・8年度適用大仙市契約業者資格申請と合わせて令和5・6年度適用大仙市契約業者資格への登載を希望する方はチェックしてください。

ただし、建設工事及び建設コンサルタント業務等への登録はできませんので、「令和7・8年度適用大仙市契約業者資格のみで可」を選択してください。建設工事及び建設コンサルタント業務等については、「登載を希望します（令和5・6年度への登載希望）」を選択しても登載されません。

◇「令和5・6年度適用大仙市契約業者資格の整理番号」について【継続登録の方は必須】

令和5・6年度適用大仙市契約業者資格に登録していた方は、登録の際に発行された整理番号を入力してください。整理番号について不明な場合はお問い合わせください。

整理番号をお持ちでない方は新規登録として登録をお願いいたします。

5. 市内業者・市外業者の区分について

受任者を設置する場合には、受任先の営業所又は事務所等が市内業者か市外業者かでチェックしてください。「市内業者」、「市外業者」の定義は以下を参照願います。

「市内業者」・・・大仙市内に本店又は受任営業所（支店・営業所等）を有する者。

建設工事を申請する場合にあつては、建設業法第3条に定める主たる営業所又は従たる営業所（入札及び契約締結権限等を有すること）。

建設コンサルタント業務等を申請する場合にあつては、各法令等の登録規程に基づく、本店または営業所（入札及び契約締結権限等を有すること）。

物品調達又は役務の提供を申請する場合にあつては、受任営業所は本社より契約等に係る権限の委任を受けていること。

「市外業者」・・・大仙市内に本店又は受任営業所（支店・営業所等）を有しない者。

「受任営業所」・・・申請者が受任者を代理人と定め、下記の権限を有する者がいる営業所

1. 入札及び見積もりに関すること。
2. 契約の締結に関すること。
3. 契約の履行に関すること。
4. 代金の請求及び受領に関すること。
5. 復代理人の選任に関すること。
6. その他これに付随する一切の件

6. 申請区分について

◇「申請区分（市内業者：大分類選択）」、「申請区分（市外業者：入札に関する区分）」、「申請区分（市内業者：大分類選択）」、「申請区分（市内業者：入札に関する区分）」、「申請区分（市内業者：入札参加区分と入札以外（小規模修繕）」、「入札以外の区分への登録」について【必須】

市内業者、市外業者によって選べる選択肢が異なります。申請する区分にチェックをお願いいたします。複数選択が可能です。申請漏れが無いようにしてください。

小規模修繕登録等は、市外業者又は市内業者にあっても受任営業所を設置する場合にあっては選択することができません。また、建設工事と小規模修繕登録等はどちらか一方だけの申請となります。

「競争性のない限定的な契約を行う者（契約希望業者）」を選択した後、入札に関する区分（物品調達や役務の提供など）を申請したいとなった場合には新規登録扱いとなりますので、ご注意願います。

7. 市内業者を対象とした営業所情報について

◇「申請者の創業地」について【市内業者を選択した方は必須】

法人にあつては履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）を参照し、申請者の創業地を「〇〇県 〇〇市」として入力して下さい。市町村合併等により新市町村名に変更になっている場合は、現在の住所表記で入力して下さい。（「秋田県大仙市」等）

法人登録していない個人事業主の方の場合は、事業開始した市町村名を入力して下さい。

◇「申請者の創業年月日」について【市内業者を選択した方は必須】

履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）に記載している創業年月日を西暦又は和暦のいずれかを用いて入力して下さい。

物品調達や役務の提供などを申請する、法人登録していない個人事業主の方の場合は、大仙市内・市外に限らず、事業開始した日を入力して下さい。「月日」について、不明な場合は1月1日として下さい。

◇「市内営業所の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の登録区分」について【市内業者を選択した方は必須】

大仙市内の営業所等が「本店」、「支店等」のどちらに該当するかチェックをお願いします。受任営業所の場合は「支店等」となります。

◇「市内営業所の設置年月日」について【市内業者を選択した方は必須】

大仙市内の営業所等が「支店等」と回答した場合に入力が必要です。大仙市内の営業所等の設置年月日を入力して下さい。「月日」について、不明な場合は1月1日として下さい。

◇「市内営業所所在地の土地の所有状況」について

【市内業者かつ建設工事及び建設コンサルタント業務等を選択した方は必須】

土地について、「自己所有（代表者名義や役員名義も含む）」か「それ以外」のいずれか該当する方にチェックして下さい。

◇「市内営業所の建物の所有状況」について

【市内業者かつ建設工事及び建設コンサルタント業務等を選択した方は必須】

市内営業所等の建物について、「自己所有（代表者名義や役員名義も含む）」か「その他」のいずれか該当する方にチェックして下さい。

◇「営業所の設置数」について【市内業者を選択した方は必須】

申請者の設置する営業所等の数について伺います。営業所が一つしかない場合には、「営業所が一つである」にチェックをお願いいたします。

◇「本支店を含めた全職員数（正職員の総人数）」について【市内業者を選択した方は必須】

全ての営業所の正職員（代表者、役員等を含む）の総人数を入力願います。正職員を雇用していない場合は「1人」としてください。

なお、ここでいう正職員の定義については次の通りとなります。

【正職員】

（建設工事の場合）

経営審査事項の審査基準日において在籍する職員であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているとみなされる者（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者を含む。）となります。ただし、審査基準日時点で「6か月を超える」者であるため、「6か月+1日以上」となります。

（建設コンサルタント業務等、物品調達又は役務の提供の場合）

令和6年11月30日を基準日として3か月以上、恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているとみなされる者（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者を含む。）となります。

◇「本支店を含めた全職員数（正職員）のうち、大仙市在住者」について

【市内業者のうち建設工事を選択した方は必須】

本支店を含めた全職員数（代表者、役員等を含む）の総人数のうち、大仙市在住者数を入力して下さい。

◇「本支店を含めた全職員数（正職員）のうち、建設工事の技術者数」について

【市内業者のうち建設工事を選択した方は必須】

全ての営業所の正職員（代表者、役員等を含む）の総人数のうち、建設工事の技術者の人数を入力してください。なお、建設工事と建設コンサルタント業務等の両方を申請し、建設工事及び建設コンサルタント業務等の両方の技術者がいる場合は、建設工事の技術者数としてください。

◇「本支店を含めた全職員数（正職員）のうち、コンサルの技術者数」について

【市内業者のうち建設コンサルタント業務等を選択した方は必須】

全ての営業所の正職員（代表者、役員等を含む）の総人数のうち、建設コンサルタント業務等の技術者の人数を入力願います。

◇「本店又は受任営業所の職員数（技術者）のうち、大仙市在住者」について

【市内業者のうち建設工事又は建設コンサルタント業務等を選択した方は必須】

入札及び契約締結権限等を有する市内営業所の正職員（代表者、役員等を含む技術者）のうち、大仙市在住者の人数を入力願います。

◇「市内営業所に所属する技術者数」について

【市内業者のうち建設工事又は建設コンサルタント業務等を選択した方は必須】

大仙市内の営業所にいる技術者数について、該当する方にチェックをお願いいたします。

◇「市内営業所に常勤している正職員数」について

【市内業者のうち物品調達及び役務の提供を選択した方は必須】

市内営業所に常勤している正職員数（代表者、役員等を含む）をお伺いいたします。なお、市内に営業所が複数ある場合には、委任営業所のみの人数となります。代表者以外に役員や正職員がいない場合には、「1人」としてください。

【この場合の正職員とは】

令和6年11月30日を基準日として3か月以上、恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているとみなされる者（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者を含む。）となります。

◇「全営業所に対する市内営業所に常勤している正職員の割合」について

【市内業者のうち物品調達及び役務の提供を選択した方は必須】

全営業所に対する、入札及び契約締結権限を有する市内営業所に常勤している正職員数（代表者、役員を含む。）の割合を教えてください。

なお、0%～100%の範囲で小数点以下は四捨五入して下さい。

◇「地域経済活動」について

【市内業者のうち建設工事又は建設コンサルタント業務等を選択した方は必須】

大曲商工会議所又は大仙市商工会への加入の有無について伺います。大曲商工会議所と大仙市商工会の両方に加入している場合は2つ選択して下さい。

◇「大曲商工会議所への加入年月日」について

【市内業者のうち建設工事又は建設コンサルタント業務等を選択した方は必須】

大曲商工会議所に加入していると回答した方が対象となります。加入した年月日を入力してください。

◇「大仙市商工会への加入年月日」について

【市内業者のうち建設工事又は建設コンサルタント業務等を選択した方は必須】

大仙市商工会に加入していると回答した方が対象となります。加入した年月日を入力してください。

◇健幸まちづくりプロジェクトへの参加の有無について **【市内業者を選択した方は必須】**

法人の場合は、法人としての参加の有無を伺います。個人事業主は、個人としての参加の有無を伺います。なお、現在参加していないけれども参加を検討している場合には「参加検討している」にチェックをお願いいたします。

◇健幸まちづくりプロジェクトへの参加の人数について

【健幸まちづくりプロジェクトに参加しているを選択した方は必須】

法人の場合は、会社で参加している人数を記載願います。個人事業主は、1人として下さい。

8. 申請ごとの個別区分について

◆「建設工事」の申請業種等について **【建設工事を選択した方は必須】**

この設問は、「申請する区分について【大分類】」で建設工事を選択していない方は表示されませんので、次の設問へご移動願います。

◇「建設業許可区分」について **【建設工事を選択した方は必須】**

建設業許可区分については、「大臣」、「知事」のいずれかを選択して下さい。

◇「許可番号」について **【建設工事を選択した方は必須】**

国土交通省又は各都道府県知事の許可番号を入力して下さい。

◇「経営事項審査の審査基準日」について **【建設工事を選択した方は必須】**

「審査基準日」について西暦で入力してください（令和5年10月から令和6年9月までの審査基準日に係るもの）。

例として、2023年12月31日は、2023/12/31です。

◇「建設工事」の申請工種について **【建設工事を選択した方は必須】**

建設業許可を有し、かつ経営事項審査を受審している業種のみ申請が可能です。選択できる工種は全部で29工種となります。なお、受任者を設置する場合には**受任先の営業所の営業業種のみ申請が可能です**。

◇「水道施設工事（市内業者のみ）の申請」について

【建設工事を選択した方で、水道施設工事を選択する市内業者は必須】

水道施設工事を申請する市内業者は、等級格付基準の確認のため「大仙市指定給水装置工事事業者」の有無について入力してください。なお、「有」の場合は、許可番号を入力願います。

（指定第123号 → 123 等）

◇「水道施設工事（市内業者のみ）の有資格者」について

【建設工事を選択した方で、水道施設工事を選択する市内業者は必須】

水道施設工事を申請する市内業者は、等級格付基準の確認のため以下に掲げる全ての有資格者の状況を入力して下さい。

1. 給水装置工事主任技術者
2. 給水装置工事配管技能者
3. 一般継手配水管技能者
4. 耐震継手配水管技能者

◇「解体工事（市内業者のみ）の申請」について

【建設工事を選択した方で、解体工事を選択する市内業者は必須】

解体工事を申請する市内業者は、等級格付基準の確認のため「産業廃棄物収集運搬業許可」の有無について入力してください。なお、「有」の場合は、許可番号を入力願います。

（許可番号第00123045067号 → 00123045067 等）

◇「解体工事（市内業者のみ）の申請」について

【建設工事を選択した方で、解体工事を選択する市内業者は必須】

解体工事を申請する市内業者は、等級格付基準の確認のため「産業廃棄物処分業許可」の有無について入力してください。なお、「有」の場合は、許可番号を入力願います。

（許可番号第00321045067号 → 00321045067 等）

◆ 「建設コンサルタント業務等」の申請業種等」について

【建設コンサルタント業務等を選択した方は必須】

この設問は、建設コンサルタント業務等を選択していない方は表示されませんので、次の設問へご移動願います。建設コンサルタント業務等を選択した方は、申請業種について入力をお願いします。選択できる業種は6業種となります。

◇ 「測量法」の登録番号」について

【建設コンサルタント業務等を選択し、測量業務を選択した方は必須】

測量業務を選択した方が対象となります。測量法の直近の登録番号を入力して下さい。
(登録第(6)－12345号 → 6－12345 等)

◇ 「土木関係建設コンサルタント登録規程」の登録番号」について

【建設コンサルタント業務等を選択し、土木関係建設コンサルタント業務を選択した方は必須】

土木関係建設コンサルタント業務を選択した方が対象となります。土木関係建設コンサルタント登録規程の直近の登録番号を入力して下さい。
(建30第1234号 → 30－1234 等)

◇ 「建築士法」の登録番号」について

【建設コンサルタント業務等を選択し、建築関係建設コンサルタント業務を選択した方は必須】

建築関係建設コンサルタント業務を選択した方が対象となります。建築士法の建築事務所登録番号を入力して下さい。なお、契約権限等を委任する受任営業所を置く場合は、受任営業所で建築士法に基づく許可を有している必要があるため、委任先営業所等の直近の登録番号を入力してください。
(一級 秋田県知事登録 18－10A－1234 → 18－10A－1234 等)

◇ 「補償コンサルタント登録規程」の登録番号」について

【建設コンサルタント業務等を選択し、補償コンサルタント業務を選択した方は必須】

補償コンサルタント業務を選択した方が対象となります。「補償コンサルタント登録規程」の直近の登録番号を入力して下さい。
(補30第123号 → 30－123 等)

◇ 「地質調査業者登録規程」の登録番号」について

【建設コンサルタント業務等を選択し、地質調査業務を選択した方は必須】

地質調査業務を選択した方が対象となります。「地質調査業者登録規程」の直近の登録番号を入力して下さい。
(質29第123号 → 29－123 等)

◇「環境調査業務」の申請部門について

【建設コンサルタント業務等を選択し、環境調査業務を選択した方は必須】

環境調査業務を選択した方が対象となります。「騒音調査」、「振動調査」、「大気調査」、「水質調査」に申請する場合は、計量法の規定による登録番号を入力して下さい。

なお、環境調査業務（騒音、振動、大気又は水質調査部門）に申請する方で契約権限等を委任する委任営業所等を設定する方は、委任先の営業所等が申請する業務の登録証明書を有している必要があります。

（登録第（６）－１２３４５号 → ６－１２３４５ 等）

◆「物品調達」の申請業種等について【物品調達を選択する方は必須】

この設問は、「申請する区分について【大分類】」で物品調達を選択していない方は表示されませんので、次の設問へご移動願います。

◇「営業種目（物品調達）」について

【物品調達を選択する方は必須】

営業種目と取扱品目は次の通りとなります。取扱いが可能な業種にチェックをお願いいたします。

営業種目	取扱品目（取扱が可能な品目すべてに入力すること）	摘要
【例】 〇〇資材・機器類	☒ 〇〇資材 ☐ △△資材 ☒ 〇〇機器 ☒ ××機器 ☒ その他（△△機器、◇◇資材）	
工 作 用 機 械 器 具 類	☐ 施盤 ☐ プレス機械 ☐ 研削盤 ☐ 木工機械 ☐ 溶接機械 ☐ その他（ ）	
産 業 用 機 械 器 具 類	☐ クレーン ☐ バケット ☐ コンベア ☐ 水中（給水・排水）ポンプ ☐ その他（ ）	様式「物品及び役務 －２」を必ず提出
農 林 畜 産 機 器 類	☐ 農業用機器 ☐ 畜産用機器 ☐ 園芸用機器 ☐ 林業用機器 ☐ 漁業用機器 ☐ 乗用草刈機 ☐ 乗用芝刈機 ☐ その他（ ）	
農 林 畜 産 用 資 材 類	☐ 肥飼料 ☐ 種苗・苗木 ☐ 農業用資材 ☐ 園芸用資材 ☐ 飼育用資材 ☐ 漁業用資材 ☐ その他（ ）	
建 築 ・ 建 設 資 材 類	☐ 土木資材 ☐ 建築資材 ☐ 管工事資材 ☐ 電気工事資材 ☐ 仮設資材 ☐ 投光機 ☐ 仮設ハウス・物置小屋 ☐ シャッター ☐ その他（ ）	
塗 料 類	☐ 塗料 ☐ うすめ液 ☐ サビ止め塗料 ☐ 防水塗料 ☐ 遮熱塗料等 ☐ その他（ ）	
土 木 建 設 機 器 類	大型除雪機械（ ☐ ドーザ ☐ ロータリ ☐ グレーダ） ☐ ブルドーザ ☐ パワーショベル ☐ ホイールローダ ☐ アスファルトフィニッシャー ☐ タイヤローラー ☐ その他（ ）	様式「物品及び役務 －２」を必ず提出
車 両 類	☐ 電気自動車 ☐ 軽自動車 ☐ 普通自動車 ☐ バス ☐ トラック ☐ ダンプトラック ☐ 除雪トラック ☐ 特殊自動車（ ） ☐ 消防用軽四輪駆動積載車 ☐ グレンデ整備車 ☐ 圧雪車 ☐ 雪上車 ☐ スノーモービル ☐ ゴルフカート ☐ 中古車 ☐ 自動小型二輪 ☐ 原付自転車 ☐ 自転車 ☐ 二輪車用部品 ☐ その他（ ）	様式「物品及び役務 －２」を必ず提出
自 動 車 用 品 類	☐ 自動車用タイヤ ☐ 大型除雪機械（車）用タイヤ ☐ その他タイヤ（ ） ☐ 自動車用部品（含バッテリー） ☐ その他（ ）	様式「物品及び役務 －２」を必ず提出
小型除雪機（自走式）	☐ 自走式除雪機械（大型除雪機械は土木建設機器類に分類）	様式「物品及び役務 －２」を必ず提出

船 舶 類	□船艇及び用品	
燃 料 ・ 油 脂 類	□石油燃料 □L Pガス □ガソリン □軽油 □灯油 □木炭 □ガス □重油 □潤滑油 □その他（ ）	
暖 房 器 具 類	□石油等ストーブ □ヒーター □その他（ ）	様式「物品及び役務 -2」を必ず提出
医療品・介護用品・ 医 療 用 薬 品 類	□医薬品 □家庭薬 □予防薬 □プール用薬品 □歯科材料 □医療用機材 □医療用材料 □A E D □介護用品、介護用機材 □その他（ ）	
工業薬品類	□苛性ソーダ □次亜塩素酸ナトリウム □ポリ塩化アルミニウム □トリクロロイソシアヌル酸 □次亜塩素酸カルシウム □塩素 □脱臭剤 □試薬 □硫酸 □活性炭 □凍結抑制剤（塩化ナトリウム） □その他（ ）	
防疫剤類	□殺虫剤 □殺鼠剤 □除草剤 □農薬 □その他（ ）	
測 量 用 機 械 器 具 類	□土木建築用測量機械器具 □その他（ ）	
計 測 ・ 理 学 器 具 類	□各種測定機器 □分析機器 □試験実験機器 □光学機器 □水道メーター □計量器材 □その他（ ）	
教 育 用 機 械 器 具 類	□小中学校教材用品 □その他の教材用品 □教育機器 □保育教材 □保育用品 □乳幼児用家具 □遊具 □模型 □標本 □見本 □教育用ソフト □その他（ ）	
音 楽 ・ 美 術 用 品 類	□楽器 □音楽用品 □音楽用教材 □美術品 □美術用品 □芸術用品 □その他（ ）	
ス ポ ー ツ 用 品 類	□運動器具 □運動用具 □競技用品 □トレーニング用品 □武道具 □柔道用畳 □体力測定用品 □テント □その他（ ）	
被服・繊維・旗類・ 寝具・履物類	□制服 □被服 □帽子 □縫製品 ※消防団員用制服を取扱う場合は消防保安用品類に入力して下さい。 ※交通指導隊用制服を取扱う場合は交通安全用品類に入力して下さい。 □旗 □のぼり旗 □布団 □毛布 □ベットマット □シーツ □作業靴 □革靴 □その他（ ）	
食 器 類	□一般食器 □給食用食器 □陶製食器 □ガラス製食器 □調理道具 □その他（ ）	
スチール家具製品類	□スチール家具製品（オフィス家具を除く）	
木 工 家 具 ・ 製 品 類	□木工家具 □木工製品 □その他（ ）	
インテリア用品類	□絨毯 □ブラインド □カーテン □その他（ ）	

厨房用機器・調理器具類	☐ 業務用厨房機器 ☐ 業務用調理器具 ☐ 流し台 ☐ ガス器具 ☐ 調理台 ☐ 殺菌庫 ☐ 食器洗浄器 ☐ その他（ ）	様式「物品及び役務－2」を必ず提出
衛生清掃機械器具類	☐ ごみ焼却炉 ☐ 污水处理装置 ☐ その他（ ）	
産業用電気機械器具類	☐ 空調設備 ☐ 発電機 ☐ 変圧器 ☐ 配電盤 ☐ 整流器 ☐ その他（ ）	
家庭用電気機械器具類	☐ 家庭用電気機械器具 ☐ 照明器具 ☐ その他（ ）	様式「物品及び役務－2」を必ず提出
○ A 機 器 類	☐ パソコン ☐ タブレットPC ☐ 周辺機器 ☐ プロジェクター ☐ 複写機 ☐ 複合機 ☐ 印刷機 ☐ サーバ ☐ ソフトウェア ※上記機器のリース・レンタルも取扱う場合、「賃貸借業」もチェックすること。 ☐ その他（ ）	様式「物品及び役務－2」を必ず提出
事務用品・文具類等	☐ 学校机・椅子 ☐ 事務用品 ☐ 文房具 ☐ 紙類 ☐ オフィス家具 ☐ その他（ ）	様式「物品及び役務－2」を必ず提出
通信用・放送・音響機器類	☐ 電話機 ☐ 衛星携帯電話 ☐ 携帯電話 ☐ 無線機 ☐ 放送用機器 ☐ 音響機器 ☐ その他（ ）	様式「物品及び役務－2」を必ず提出
時計、貴金属、贈答品類	☐ 時計 ☐ 貴金属 ☐ 贈答品 ☐ その他（ ）	
道 路 標 識 類	☐ 道路標識 ☐ カーブミラー ☐ 保安灯 ☐ その他（ ）	
消 防 保 安 用 品 類	【消防団員用品類】 ☐ 消防団員用活動服・制服 ☐ 消防団員用ヘルメット ☐ 団旗 【消防用資機材】 ☐ 小型動力ポンプ ☐ 消防ホース（※屋内消火栓用ホースは含まない） 【防災用品類】 ☐ 防災関連用品 ☐ 避難器具 ☐ ヘルメット 【備蓄用品】 ☐ アルファ米 ☐ 水 ☐ 毛布 ☐ 簡易トイレ（袋） ※備蓄用品は長期間（概ね5年以上）の保存が可能であること。 【防犯用品類】 ☐ 防犯カメラ ☐ 防犯関連用品 【防火用品類】 ☐ 消火器 ☐ 自動火災報知機 ☐ 屋内消火栓用ホース ☐ その他（ ）	様式「物品及び役務－2」を必ず提出
交 通 安 全 用 品 類	☐ 交通指導隊員用制服 ☐ その他（ ）	
看 板 類	☐ 看板 ☐ 掲示板 ☐ 表示板 ☐ その他（ ）	
広 告 用 品 類	☐ 広告用品 ☐ パンフレット ☐ リーフレット ☐ その他（ ）	

ステッカー・ラベル・印章類	☐ ステッカー ☐ ラベル ☐ シール ☐ ゴム印 ☐ 印章 ☐ その他（ ）	
写真等機材類	☐ 撮影用機材 ☐ 映写用機材 ☐ 写真撮影 ☐ 写真材料 ☐ 青写真 ☐ マイクロ写真 ☐ 航空写真 ☐ その他（ ）	
古物商類	不用品の買い取り ☐ 鉄 ☐ 非鉄屑 ☐ 木材 ☐ 古紙 ☐ 繊維屑 ☐ 機械 ☐ 船舶等 ☐ ペットボトル ☐ OA機器 ☐ その他（ ）	
電力	☐ 電力	
選挙用品	☐ ポスター掲示板 ☐ 投票箱 ☐ 記載台 ☐ 投票用紙計数機 ☐ その他（ ）	
賃貸借業	【車両類】 ☐ 電気自動車 ☐ 軽自動車 ☐ 普通自動車 ☐ トラック ☐ ダンプトラック ☐ スノーモービル 【OA機器類】 ☐ パソコン ☐ タブレットPC ☐ 周辺機器 ☐ プロジェクター ☐ 複写機 ☐ 複合機 ☐ 印刷機 【医療機器】 ☐ AED ☐ 医療用機材 ☐ 介護用機材 【寝具類】 ☐ 布団 ☐ 毛布 ☐ ベッドマット ☐ シーツ 【建設機器、建設資材類】 ☐ 建設用機械 ☐ 仮設ハウス ☐ 仮設トイレ ☐ 物置小屋 【情報処理関連】 ☐ サーバ ☐ ソフトウェア ☐ アプリ※ ☐ クラウドサービス※ ※使用許諾 【その他】 ☐ フロアマット ☐ その他のリース品目（ ）	
その他 (上記のいずれにも 属さない種目)	(※上記に該当しない取扱品目名がある場合にチェックし、取り扱っている内容を入力すること)	

◆「役務の提供」の申請業種等について

【役務の提供を選択する方は必須】

この設問は、「申請する区分について【大分類】」で役務の提供を選択していない方は表示されませんので、次の設問へご移動願います。

申請する業務については、主な業務内容を確認し、履行可能な業務を申請してください。

ただし、「過去2年間で履行実績がある業種で、申請者又は受任営業所が自ら確実に履行できるもの」に限ります。

業務区分	主な業務内容
環 境 衛 生 総 合 管 理	建築物内の清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修、空気環境測定、給水・排水に関する設備の運転、飲料水水質検査を併せて行うもの
清 掃	建築物内の清掃 (床清掃・床ワックス塗布・窓清掃・その他（ ）)
空 気 環 境 測 定	建築物内の空気環境の測定
空 気 調 和 用 ダ ク ト 清 掃	建築物の空気調和用ダクトの清掃
飲 料 水 水 質 検 査	建築物の飲料水の水質検査
飲 料 水 貯 水 槽 清 掃	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃
排 水 管 清 掃	建築物の排水管の清掃
浄 化 槽 等 清 掃	浄化槽の清掃、下水道マンホールポンプの清掃
害 虫 等 駆 除	建築物のねずみ・害虫等の駆除
草 刈 業 務 等	建築物敷地内の草刈、冬囲いの取付け・撤去
常 駐 警 備	施設内において警備員が常駐する警備
機 械 警 備	遠隔監視システム等による警備
電 気 設 備 保 守 管 理	電灯・動力設備、自家用発電機設備、直流電源設備、交流無停電電源設備等の保守点検
機 械 設 備 保 守 管 理	空気調和等関連機器 給排水衛生機器及び冷温水発生機等の保守点検
ボ イ ラ ー 設 備 保 守 管 理	ボイラーの保守点検
警 報 設 備 等 保 守 管 理	自動火災報知設備等の保守点検
消 火 設 備 等 保 守 管 理	各種消火設備等の保守点検
防 火 設 備 等 保 守 点 検	防火設備点検（建築基準法第12条に基づく点検）
放 送 設 備 保 守 管 理	映像・音響設備、通信・情報設備の保守点検
昇 降 機 設 備 保 守 管 理	エレベーター等の保守点検

自動ドア設備保守管理	自動ドア設備の保守点検
浄化槽設備保守管理	浄化槽の保守管理
上下水道施設保守管理	水道施設の保守管理 下水道処理施設（農業集落排水処理施設含む）の保守管理
地下タンク保守管理	地下タンクの保守点検、地下埋設配管の漏洩検査
舞台設備保守管理	舞台設備の保守点検、舞台技術操作
自家用発電機保守管理	自家用発電機の保守点検
自家用電気工作物保安管理	自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務 （電気事業法施行規則第52条第2項による電気主任技術者不選任事業場における外部委託）
監視制御設備保守管理	監視制御盤等の保守点検
庁舎等設備運転管理	庁舎等設備の運転・保守管理業務
一般廃棄物収集運搬(ごみ)	ごみの収集・運搬
一般廃棄物収集運搬 (し尿・浄化槽汚泥)	し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬
産業廃棄物収集運搬	産業廃棄物の収集・運搬
産業廃棄物処分	産業廃棄物、薬品等、医療廃棄物 その他（ ）
公園等緑地植栽管理	樹木剪定、害虫駆除、芝生管理、除草
森林管理	森林伐採、間伐等
遊具保守管理	公園等の遊具の保守点検、遊具の修繕
バス等運転・運送・宅配業務	通園・通学等バス運転、給食配送、貨物等運送、宅配 その他（ ）
タクシー業務	通学等輸送、その他（ ）
除雪	市道及び市施設等敷地の除雪 ・ 排雪
給食業務	給食業務全般
環境衛生検査業務	水質検査（建築物の飲料水の水質検査は除く） 環境分析・検査、食品衛生検査、臨床検査
イベント企画業務	イベント（含式典・竣工式等）の企画・運営 イベント時の司会・進行 イベント会場等の設営（含イベント資機材等の搬入出）

ソフトウェア開発・保守管理	システム・ソフトウェア・アプリ等の開発、サーバ構築 RPA、AIの導入、システム等の保守管理
ピアノ調律	ピアノの調律、メンテナンス保守、オーバーホール
クリーニング	衣類・寝具等クリーニング
旅行	旅券発行（航空券・JRキップ・その他（ ）） 旅行企画・その他（ ） ※旅行業登録を有している場合は許認可登録一覧にその旨を入力
花火	花火製造・花火打ち上げ
看板	看板の設置
撮影・映像制作	ドローン等を使用した空撮・その他撮影（ ） 映像制作、その他（ ）
市場等調査	市場調査・アンケート調査・計画立案等調査・動向調査 世論調査・その他調査（ ）
企業等誘致	企業の誘致・誘致に関するアンケート調査・企業の新天地移転調査
車両等修理	自動車・建設機械・除雪機械・圧雪車 その他車両（ ）
上水道漏水調査	上水道漏水調査
不動産鑑定（役務）	固定資産の評価額算定等
デザイン	チラシ、ポスター、パンフレット、看板等のデザイン製作
印刷の請負	印刷物の製造請負 ※様式「役務－4」を提出すること
広告代理店業	市広報やホームページ等への広告企業の募集 メディアを利用した市政情報の発信
移動体通信事業者	携帯電話、PHS、モバイルルータ等の通信
アスベスト調査	建築物に含まれるアスベスト含有調査、分析等
その他 （上記のいずれにも属さない業務）	※上記に該当しない履行可能な業務がある場合にチェックし、履行可能な業務の内容を入力すること

◆ 「小規模修繕登録の申請業種等」について

【市内業者で小規模修繕登録を選択した方は必須。】

この設問は、「申請する業種について【大分類】」で小規模修繕登録を選択していない方は表示されませんので、次の設問へご移動願います。

申請する業務にチェックしてください。申請できる工種は29工種となります。

9. 「添付書類」について

以下に入力する証明書は、特段の定めがない限り **PDF形式または画像データ（J-P E G等）** にて提出して下さるようお願いいたします。

添付ファイルは1つにつき、1ファイルしか貼り付けることができない関係上、提出書類のデータは可能な限り **Z I P形式の圧縮ファイル**にまとめていただくようお願いいたします。

なお、圧縮ファイル等での提出が難しい場合には共通分、個別分、それぞれにつき、10ファイルまで貼付け枠を増やすことが可能です。

書類の定義については以下を参照願います。

○財務諸表

◎直前決算時の貸借対照表、損益計算書。

（※ただし、建設工事の申請をする場合は、**令和5年10月～令和6年9月の審査基準日**に経営事項審査に使用したもの。）

○申告書の写し

直近の青色又は白色申告書の写しを添付してください。

○履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

管轄する法務局で発行された履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）で、**申請日前おおむね3ヵ月以内に発行されたもの。**

○身分証明書

代表者（事業主）の本籍地の市区町村で発行された身分証明書で、**申請日前おおむね3ヵ月以内に発行されたもの。**

○使用印鑑届兼委任状

入札・契約行為のために使用する印鑑となります。以下のどちらか該当する方に押印をお願いいたします。

◎申請者が自ら入札契約行為を行う場合は、【委任しない場合】に押印してください。

◎支店長や所長などを受任者として入札や契約行為等の権限を委任する場合は、【受任者を設置し、委任する場合（例：本店が支店等に委任する場合等）】の欄に押印してください。

○消費税及び地方消費税の納税証明書

◎管轄する税務署で発行された未納税額がないことの証明書を提出してください。申請日前おおむね1ヵ月以内に発行されたもの。

法人事業所の場合は「その3の3」、個人事業主の場合は「その3の2」

◎免税事業者の方も、未納がないことの証明として提出が必要です。

○大仙市税の納税証明書

当市に納税義務を有する場合で、「様式「共通－2」課税及び納税状況に関する同意書」を提出する場合は、本証明書の添付は不要です。また、継続申請される方で、前回申請時に「様式「共通－2」課税及び納税状況に関する同意書」提出している方は、再提出不要となっております（再提出で求める内容に該当しないこと）。

なお、当市に納税義務を有しない場合であっても、「様式「共通－2」課税及び納税状況に関する同意書」は提出する必要があります。

なお、「様式「共通－2」」を提出しない場合には、以下に注意し、証明書を提出してください。

◎申請日前おおむね1ヵ月以内に発行された納税証明書（完納を証明する滞納なしの証明書で、年度区分のないもの）

◎本社及び営業所（支店）毎に納税義務が分かれている場合は、全ての営業所の証明書

○秋田県の納税証明書

◎秋田県で発行された未納税額がないことの証明書を提出してください。申請日前おおむね1ヵ月以内に発行されたもの。

○社会保険料納入確認書【新規申請の方のみ】

「様式「共通－3」社会保険料納入確認書」により、申請日前おおむね1ヵ月以内に発行されたもので、証明可能な月までの直近2年間分の未納が無いことを証する証明書を提出してください。保険料納付の領収書等は不可となります。なお、証明日及び証明可能な月までの直近2年間分の未納が無いことを証することがわかる場合には、「様式「共通－3」社会保険料納入確認書」の様式でなくても可とします。

①全国健康保険協会管掌保険加入の事業所の場合

管轄する年金事務所での証明

②組合管掌健康保険加入の事業所の場合

健康保険料の納入証明・・・・・・・・・・健康保険組合での証明

厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の納入証明・・・管轄する年金事務所での証明

○暴力団排除に関する誓約書兼同意書

「大仙市暴力団排除条例」に基づき提出していただくものです。暴力団排除に関する調査が必要と認められた場合、大仙警察署長に照会することについて、誓約及び同意する意志を示すものとし

て提出してください。本調書は、他の目的には使用しません。

役員（事業協同組合の場合は理事）及び受任者について記入し、その役職（「代表取締役」、「取締役」、「監査役」、「支店長」等）を記入してください。

○大仙市入札参加資格審査申請委任状

「令和7・8年度 大仙市契約業者資格審査申請」に関する書類の作成、申請等を行政書士へ依頼する場合に提出してください。

○建設業許可通知書の写し【新規申請の方のみ】

建設業許可を有している場合は、建設業許可通知書の写しを提出してください。

○住民票（個人）

大仙市に住民登録していることを証する書類として、申請日前おおむね3ヵ月以内に発行された証明書を添付してください。

○総合評定値通知書

有効な経営事項審査の総合評定値通知書（令和5年10月から令和6年9月までの審査基準日に係るもの）を提出してください。提出できない方については、添付は不要です。

○工事経歴書

建設工事を選択する市内業者のみ提出対象です。経営事項審査申請時に提出した工事経歴書を提出してください。なお、完成工事高を2年平均とした場合は、直前2年間、3年とした場合には直前3年間の工事経歴書を提出してください。

○建設業許可申請関係書

専任技術者一覧表（許可様式第一号別紙四）又は専任技術者証明書（許可様式第八号）を提出してください。なお、従たる営業所に契約権限等を委任する場合は、委任先となる従たる営業所の建設業許可業種が確認できる部分のみ提出してください。

○技術職員名簿（水道施設工事）（様式「工事－1」）

建設工事を選択する市内業者のみ提出対象です。申請工種に水道施設工事を申請する市内業者は、等級格付基準に基づく有資格者の保有状況を確認しますので、以下の資格を取得している技

術職員名簿を提出してください。

【該当資格】

給水装置工事主任技術者・・・水道法第25条の5第1項に該当する者を入力

給水装置工事配管技能者・・・（公財）法人給水工事技術振興財団に給水装置工事配管技能者として登録されている者を入力

一般継手排水管技能者・・・（公社）日本水道協会に一般継手排水管技能者として登録されている者を入力

耐震継手排水管技能者・・・（公社）日本水道協会に耐震継手排水管技能者として登録されている者を入力

○建設コンサルタント業務等の営業に関し法律上必要とする登録の証明書

申請する業務毎に、各法令等に基づく登録証明書を添付してください。

○不動産登記事項証明書（土地、建物）

建設工事及び建設コンサルタント業務等を選択する市内業者のみ提出対象です。継続申請の方は前回申請時の届出内容と変更がない場合には提出は不要です。市内営業所の土地及び建物の不動産登記事項証明書を提出してください。

○賃貸借契約書（土地、建物）

建設工事及び建設コンサルタント業務等を選択する市内業者のみ提出対象です。継続申請の方は前回申請時の届出内容と変更がない場合には提出は不要です。市内営業所の土地及び建物の賃貸借契約書を提出してください。

○大曲商工会議所又は大仙市商工会の加入年月日がわかる証明書

建設工事及び建設コンサルタント業務等を選択する市内業者のみ提出対象です。継続申請の方は前回申請時の届出内容と変更がない場合には提出は不要です。大曲商工会議所又は大仙市商工会の加入年月日がわかる証明書を提出してください。

○秋田県入札参加資格申請の写し

物品調達、役務の提供、情報セキュリティ等の秋田県入札参加資格審査申請書（建設工事と建設コンサルタント業務等を除く。）を提出してください（秋田県からの受付印等は不要です）。

なお、申請日時点で対象となっている秋田県入札参加資格審査申請書を添付してください。

○物品納入実績調書及び役務等実績調書（直前２年間）【様式「物品及び役務－１」】

物品納入実績調書については、過去２過年度分の官公庁の実績を入力して下さい。

役務等実績調書については、過去２過年度分の官公庁及び民間の実績を入力して下さい。なお、民間の実績については、同業務に複数の実績がある場合は契約額が最大であるものを１つ記載してください。欄が不足する場合は、適宜、欄を増やして下さい。

提出する際は、PDFではなく、エクセルファイルで提出すること。

○代理又は特約を受けている会社一覧、技術者経歴書、許認可登録一覧

【様式「物品及び役務－２」】

代理又は特約を受けている会社一覧については、すべての代理（特約）店について入力してください。記載が難しい場合は別添資料を付けても構いません。

技術者経歴書については、大仙市内の事業所における技術者（大仙市内に事業所がない場合は、契約後、実際に業務を行う営業所等の技術者）について入力してください。

許認可登録一覧については、国、県、大仙市などの許可・認可登録、情報セキュリティの認証等を取得している場合は入力してください。

欄が不足する場合は、適宜、欄を増やして下さい。

提出する際は、PDF形式ではなく、エクセル形式で提出すること。

○様式「役務－３」_機械設備等調書（役務の提供の「印刷の請負」を希望する方）

『役務の提供』の希望業種で【印刷の請負】を希望する場合には必ず提出して下さい。 自社保有（リース含む）している印刷機械の能力について入力して下さい。欄が不足する場合は、適宜、欄を増やして下さい。提出する際は、PDF形式ではなく、エクセル形式で提出すること。

「特記事項」

市の方にお知らせする事項、例えば旧字体や外字などは一部対応していない文字の入力が出来ない場合や、添付ファイルを後日添付する場合など、何かありましたらこの欄に記載してください。

【変更点（例）】

例１）代表者氏名の○については、右側が△で左側が□を合わせた文字となります。

例２）現在の登録状況について、秋田県建設工事入札参加資格審査申請書等について、後日添付などはこの欄に記載して下さいようお願いいたします。